

## 介護予防支援の指定対象の拡大に伴う対応について

### 1 介護予防支援の指定対象の拡大

介護保険法改正により、令和 6 年 4 月 1 日から居宅介護支援事業者が市町村の指定を受け、介護予防支援事業を実施できるようになりました。

ただし、介護予防支援事業者の指定には、介護保険法第 115 条の 22 第 4 項の規定により、「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされています。

### 2 意見聴取について

意見を聴く「関係者」については、法令の文言上、「被保険者」が例示されているのみであり、各市町村の判断によるものと考えられます。

具体的な候補としては、次の 2 者が想定されますが、本市ではアとします。

ア 地域包括支援センター

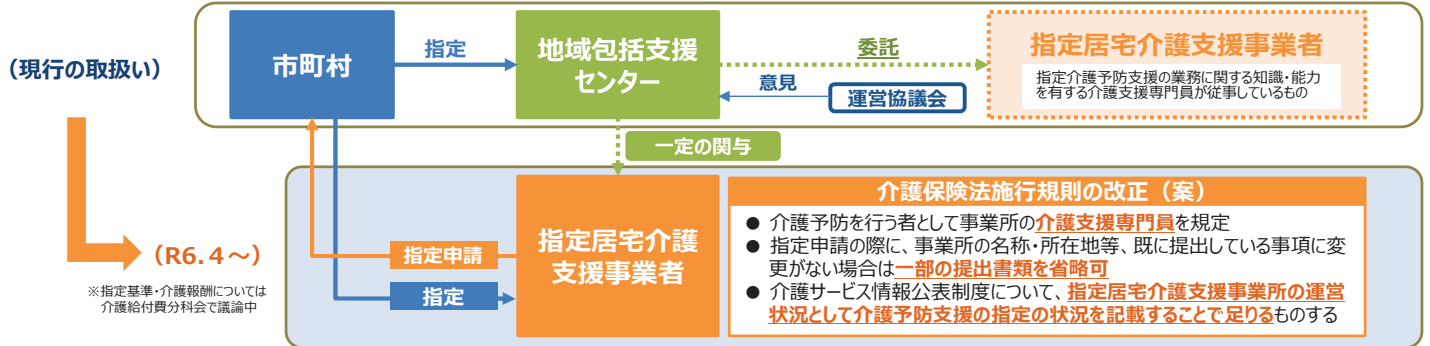
イ 地域密着型サービス運営委員会（三田市高齢者・介護審議会）

# 介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

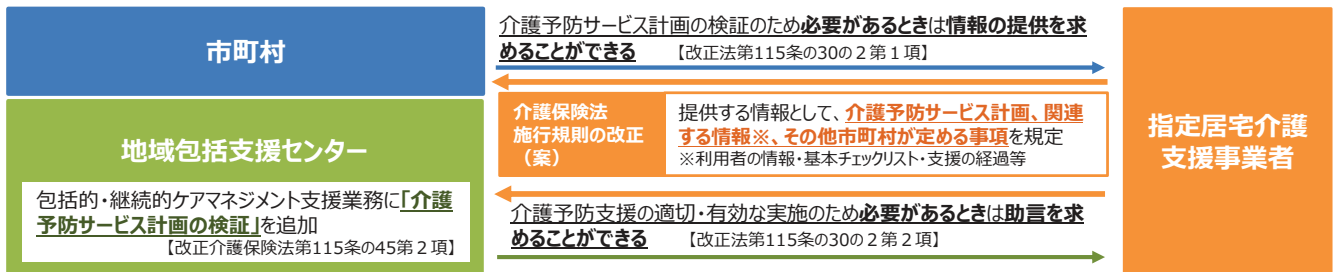
## 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

### 1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



### 2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



### 1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

